

平成26年度「大学教育再生加速プログラム」審査要項

「大学教育再生加速プログラム」の審査は、この審査要項により行うものとする。

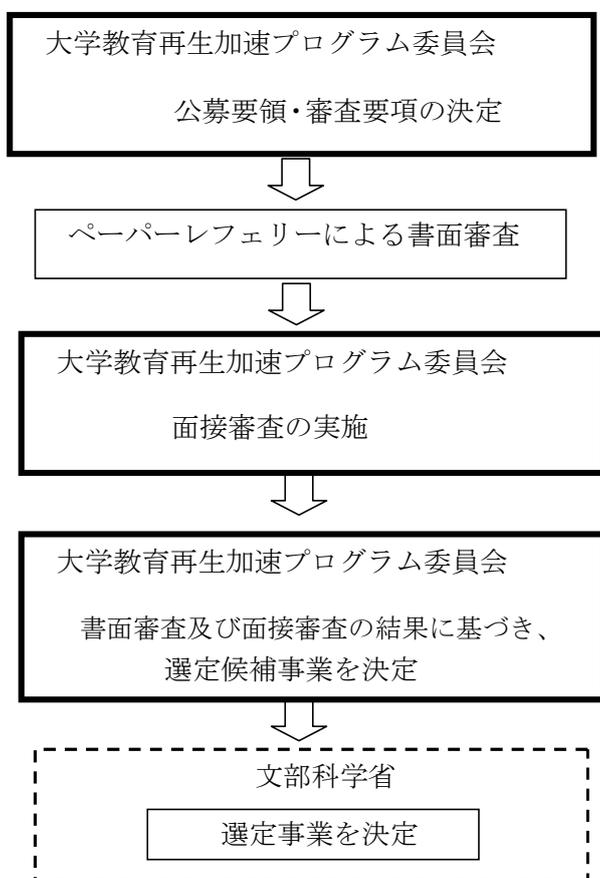
I. 審査方法

1. 審査体制

- (1) 外部有識者・専門家からなる「大学教育再生加速プログラム委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。
- (2) 委員会に、「ペーパーレフェリー」を置き、委員長の指名により選任するものとする。

2. 審査方法

- (1) ペーパーレフェリーによる書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に文部科学省が面接審査の対象事業を設定する。（件数は選定予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）
- (3) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 委員会は、ペーパーレフェリーによる書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業を決定する。
- (5) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。



II. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、選定に当たっては、以下の個別の評価項目に加え、学校種や設置形態、大学の規模、学問分野等のバランスや他の補助金（大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金）の選定状況を踏まえ、特定の大学に集中することのないよう配慮するものとする。

1. 評価項目

(1) 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤

- ・事業は大学全体の改革の一環として位置付けられているか。
- ・組織的に取り組む体制が明確になっているか。
- ・申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものとなっているか。
- ・今後も上記改革を継続して推進する計画となっているか。

(2) 達成目標と具体的な事業内容

<全体像>

- ・目標が達成されることが、我が国の高等教育全体にとって有意義なものか（波及効果が期待できるものか（費用対効果を勘案する））。
- ・事業内容は、大学の改革方針、目標、養成する人材像及び「1. これまでの教育改革の取組と今後の方針」の内容と照らして妥当なものになっているか。

<具体的な実施内容>

- ・目標の達成に必要な実施内容が盛り込まれているか（過大・不必要な内容が盛り込まれていないか）。
- ・定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容となっているか。
- ・目標及び計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものとなっているか。

<テーマごとの評価項目>

○テーマⅠ

- ・より効果的かつ効率的なアクティブ・ラーニングが行われるものであるか。
- ・学生が主体的にテーマ設定を行うなど、学生の主体的学びを促すものであるか。
- ・より多くの教員が参加するものであるか。
- ・アクティブ・ラーニングに取り組む教員に対して動機付けがなされるものであるか（教職員の評価基準の見直し、学内資源の再配分など）。
- ・補助期間内において学生の授業外学修時間が増加するものであるか（申請時において授業外学修時間を把握していない場合は、把握する方法についても確立されるものであるか）。
- ・学生、卒業生等を対象とした調査等により、事業の成果を確実に把握し、改善に繋げる計画となっているか。

○テーマⅡ

- ・各授業科目間の成績評価基準の平準化等、成績評価の厳格化が組織的に行われるものであるか。
- ・学修成果※の把握に関する取組（学修行動調査、授業評価、卒業生・企業向けアンケート、学修到達度テストの導入）が適切に行われるものであるか。
※認知的能力、汎用的能力及び専門的な知識技能等の全ての能力。
- ・教育課程の体系化に関する取組（ナンバリング等）が行われるものであるか。
- ・学生、卒業生等を対象とした調査等により、事業の成果を確実に把握し、改善に繋げる計画

となっているか。

- ・補助期間内において学生の授業外学修時間が増加するものであるか（申請時において授業外学修時間を把握していない場合は、把握する方法についても確立されるものであるか）。

○テーマⅢ（入試改革）

- ・多面的、総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換が行われるものとなっているか。
- ・全学的な入学者選抜の在り方を評価・検証・改善できる体制の整備、高校や教育委員会との定期的な意見交換の場の設定が行われるものであるか。
- ・入学後の成績との相関分析や学生等を対象とした調査等により、事業の成果を確実に把握し、改善に繋げる計画となっているか（カリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーと整合性のある確実な学力把握措置の実施する計画となっているか（大学入試センター試験やTOEFL等の資格・検定試験の活用等））。
- ・専門人材の活用等により、教員の入試業務への負担が軽減されるなど従前の入試業務の合理化に繋がる計画となっているか。

※以下の内容について実施する計画になっていれば評価する

- ・入学前教育及び初年次教育の改革

○テーマⅢ（高大接続）

- ・高等学校教育と大学教育の連携が強力に進められるものとなっているか。
- ・高校や教育委員会との定期的かつ実質的な意見交換の場の設定が行われるものとなっているか。
- ・高校生に対して大学レベルの教育を提供するものであるか。

※以下の内容について実施する計画になっていれば評価する

- ・高校との人事交流、合同の研修、合同授業の実施
- ・入学前教育及び初年次教育の改革

（3）学内の実施体制

- ・本事業の実現に向けた学内の実施体制が整備されているか（学長を中心とした体制の整備、学内への周知徹底など）。
- ・実績評価が適切に実施できる体制が整備されているか。
- ・評価の実施計画及び達成目標に対する達成度や成果・効果を測る方法や指標が示されているか。
- ・外部評価の実施、学生や他のステークホルダーからのアンケートや聞き取り調査等も活用したPDCAサイクルが構築されるものとなっているか。

（4）事業実施計画

- ・各年度の実施計画は妥当かつ具体的なものとなっているか。
- ・各年度の実施計画は、補助期間終了時の達成目標から照らして適切なものとなっているか。
- ・学内体制、教育委員会や高校との連携、資金計画、教職員の評価基準、FD・SDの実施計画等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業の実施が十分見込めるものとなっているか。

（5）他の公的資金との重複状況

- ・（以前経費措置を受けた事業を受け継ぐ場合）今まで経費措置を受けていた取組を発展・充実させたものとなっているか。

- ・他の公的資金との重複はないか。

(6) 複数大学での連携について

- ・複数大学で連携する必要性・重要性が示されているか。
- ・複数大学での連携が、実質的なものとなっているか。

(7) 各経費の明細

- ・申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。
- ・過大な積算となっていないか。

2. 審査基準

(1) 書面審査

①書面審査は、ペーパーレフェリーが、上記評価項目（評価項目「(5) 他の公的資金との重複状況」は除く。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

区分	評価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

②評価項目ごとの評価の取扱いは、別紙のとおりとする。

③書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。

④特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

(2) 面接審査

面接審査は、委員会がペーパーレフェリーの協力も得て実施し、書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について以下の3段階の区分により判断することとする。

区分	評価
○	選定すべきである
△	学校種や設置形態、大学の規模等のバランス等を考慮の上、選定を判断
×	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

III. その他

1 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- ② 選定された事業は、独立行政法人日本学術振興会Webサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員及びペーパーレフェリーの氏名は事業選定後公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に関する委員及びペーパーレフェリーは、関係大学の審査を行わないものとする。
(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員及びペーパーレフェリーは上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

「大学教育再生加速プログラム」書面審査の評価の取扱いについて

平成26年度大学教育再生加速プログラム審査要項に基づく、書面審査における評価の取扱いについては、以下のとおりとする。

【評点の考え方】

- 各評価項目に付す評価（a～e）の配分については、委員会においてその割合の目安を決定する。
- 各評価項目については、その重要性に鑑み、項目毎に係数をかけて評価に重み付けをする。

【60点 満点※】

評価項目	係数	a(5点)	b(4点)	c(3点)	d(2点)	e(1点)
1. これまでの教育改革の取組と今後の方針	2.0	10	8	6	4	2
2. 具体的な達成目標と事業内容	4.0	20	16	12	8	4
3. 実施体制等	3.0	15	12	9	6	3
4. 事業実施計画	2.0	10	8	6	4	2
5. 国公立大学を通じた大学教育改革支援プログラムの状況						
6. 複数大学での連携について※	1.0	5	4	3	2	1
7. 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1

※「6. 複数大学での連携について」は、合計点には含めず、共同申請の事業を比較する場合のみ使用する。